

本町職員への有罪判決について

令和7年6月13日、山形地方裁判所において、官製談合防止法違反等の疑いで逮捕、起訴された本町職員に対し、懲役2年6か月、執行猶予4年の有罪判決が言い渡されました。

町民の皆様の町政に対する信頼を損なう結果となりましたことに、改めてお詫びを申し上げます。

判決の結果を踏まえ、有罪とされた職員につきましては、控訴の状況を確認しながら、適正に処分を行ってまいります。また、関係職員の処分につきましても、適正に対処してまいります。

職員の法令遵守及び綱紀粛正を一層徹底するため、コンプライアンス研修を実施しておりますが、入札制度改革検討委員会において不正防止対策をまとめていくなど、引き続き信頼回復に努めてまいります。

令和7年6月13日
高畠町長 高梨 忠博